

(書 式 7 - 2 - 4)

不 相 当 対 価 を 理 由 と す る 遺 留 分 減 殺 請 求
通 知 書

遺 留 分 減 殺 請 求 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日、被相続人〇〇〇〇
〇が亡くなりました。

被相続人〇〇〇〇の法定相続人は被相続人
の子である〇〇〇〇と私です。

ところで、被相続人は死亡直前の平成〇〇
年〇月〇日に下記不動産を貴殿に売却してお
りますが、売却価格は時価金〇〇円のところ
、金〇〇円で売却されました。

被相続人の上記行為は私に相続させないた
めのものであり、貴殿もそのことを承知の上
で売買に関与しています。かかる場合、民法
第1039条により贈与とみなされます。

私の遺留分は遺産全体の4分の1にあたり
ますが、上記贈与は私の遺留分を侵害してお
ります。

よって、私は貴殿に対して、遺留分減殺請
求権を行使します。

記

所在 ○○市○○区○○

地番 ○○番地

地目 宅地

地積 ○○○平方メートル

なお、貴殿が売買に際して支払われた金○○円につきましては、本件物件の返還を受けたときに償還いたします。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○番○○号
○○○○

○○県○○市○○町○○番○○号
○○○○殿

解 説

(不相当対価を理由とする遺留分減殺請求通知書)

売買は贈与ではないから、原則として、遺留分侵害行為となることはない。しかし、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って不相当な対価で行った場合には、その例外となる。

その場合、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を弁償しなければならない。



* 遺留分の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/reserve/>をご覧ください。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所